

Title	表紙 目次
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1959
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.52, No.3 (1959. 3)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19590301--001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三田學會雜誌

慶應義塾経済学会

三月号

故金原賢之助博士の生涯……………高木寿一(八)

故金原賢之助博士略歴……………(八)

同主要著訳書目録……………(九)

書評及び紹介
経済学関係文献目録

—J. D. Philips: Little Business in American Economy,
The University of Illinois Press, Urbana, 1938.—

アメリカ経済における零細企業……………佐藤芳雄(五)

資料

現代経済機構における労働組合……………佐野陽子(三)

—労働供給構造と賃金格差—

低開発国の産出量と雇用問題……………矢内原 勝(三)

インド小工業政策の理論的基盤……………

—一八七一年の労働組合法をめぐって—

十九世紀後半におけるイギリス資本主義
の姿貌と労働組合運動の変転(その三)……………飯田 鼎(一)

論 説

第五十二卷

第三号

昭和三十四年三月十一日
昭和三十五年三月十一日
昭和三十六年三月十一日
発行(毎月) 第九〇三号
第三種郵便物認可

昭和三十四年二月二十四日
昭和三十五年二月二十四日
昭和三十六年二月二十四日
発行(毎月) 第九〇三号
第三種郵便物認可

三田学会雑誌

昭和三十四年二月号

定価 金九〇円 (送料別)

MITA GAKKAI ZASSHI

(Mita Journal of Economics)

Vol. 52, No. 2

February, 1959

CONTENTS

	Page
Some Problems of Co-operation between Employers and Workers	K. Fujibayashi (1)
Social Choice and Policy-making Process	H. Kato (19)
Steuart, Malthus and Keynes	T. Matsuura (29)
“Specific Features of the Operation of the Law of Crises in Agriculture” by L. Mendelson	M. Tokiwa (43)

Reviews and Notes

Published for
KEIO-GIJUKU KEIZAI GAKKAI
(The Keio Economic Society)
Editorial communications to be sent to
the Editor, Keio-Gijuku Keizai Gakkai,
Keio-Gijuku University,
Mita, Minato-ku, Tokyo, Japan.
Price 90 yen

書評及び紹介

フリーダ・ナイト著『トーマス・ウォーカーの奇妙な裁判』……………飯田鼎(充)
石上良平著『英国社会思想史研究』……………白井厚(吉)

十九世紀後半におけるイギリス資本主義
の変貌と労働組合運動の変転 (その三)

——一八七一年の労働組合法をめぐって——

飯田鼎

- 一、はしがき
- 二、産業革命期における労働組合にたいする法的圧迫——
一八二四年および二五年法をめぐって——
- 三、ウィクトリア時代における組合政策の変転と労働組合
の法的地位——団結権の法的承認の意義——
- 一

しないまでも、労働組合運動に威圧を加えつつあることは、日々の報道機関の伝えるところである。そしてとくに注意しなければならぬことは、争議行為が、公共の安寧秩序を侵犯する「社会悪」であり、勤労者の権利の濫用であるかのような観念が流布されつつあることであろう。しかしながらわれわれは、団結権および団体行動権が、憲法に保障されている勤労者の基本的な権利であることを知っている。

日本の労働組合運動は、いまひとつの転換期に立っているといわれる。しばしば指摘されるように、そのもっとも重要な点は、いわゆる「占領政策の行きすぎ」を是正するという名目のもとに、労働組合の発展を抑制し、労働運動の弾圧を企図しつつあるかのような動きが見られることである。「健全な労使慣行の樹立」とか、あるいは、「公共の福祉」を理由に、争議に警察が介入し、また直接干渉

日本国憲法第二五条には、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定され、第二七条および二八条には、「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う……」「勤労者の団結する権利および団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」と規定されている。いうまでもなくこれらの権利は、敗戦後の日本において制定された新憲法によって、われわれに